

自然災害見舞金・弔慰金規程

(目的)

第1条 この規程は、全国重症心身障害児（者）を守る会（以下、「守る会」という）の正会員が自然災害により人的・物的被害を受けた場合に、見舞金・弔慰金を支給するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における自然災害とは、地震、津波、洪水、噴火、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、崖崩れ、土石流、高潮等の自然現象とする。

(適用)

第3条 本規程の適用は、正会員及びその同居家族とする。ただし、原則として、見舞金・弔慰金申請時点での当該年度会費未納者は適用外とする。

(適用範囲)

第4条 見舞金・弔慰金の支給の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 正会員及びその同居家族が死亡した場合
- (2) 正会員（配偶者）及び障害児者が入院・手術をした場合
- (3) 正会員の自宅が被災した場合
- (4) その他、役員会で必要と認められた場合

(見舞金・弔慰金の額)

第5条 見舞金等の額は、被災年度において、災害ごとに積算するものとし、別表の自然災害見舞金・弔慰金基準表の定めによるものとする。

(支給申請)

第6条 見舞金・弔慰金の支給を受けようとする場合、自然災害見舞金申請書（様式1）、または、自然災害弔慰金申請書（様式2）に必要な添付書類を添えて、原則として被災年度内に本部に提出するものとする。
なお、正会員死亡の自然災害弔慰金申請は、代理人からの申請を認める。

(支給決定)

第7条 見舞金・弔慰金の支給の決定は、役員会の承認を得て行うものとする。

(支給方法)

第8条 見舞金・弔慰金は、正会員及び代理人に対し、申請のあった口座への振り込みにより支給する。

(運営)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項については、役員会が判断する。

(災害見舞基金の設置)

第10条 守る会は本規程に定める見舞金及び弔慰金を支給することを目的に災害見舞基金を設けることができる。
2 災害見舞金は上記基金からの支払とするが、大規模な災害が発生した場合は、役員会の決議を経て見舞金を募り基金の原資とすることができる。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、全国支部長会議の決議による。

付則

- 1 この規程は、令和7年1月10日より施行する。

別表

自然災害見舞金・弔慰金基準表

単位:円

被災状況			見舞金/弔慰金
人的被災	正会員及び同居家族の死亡		100,000 (一世帯あたり)
	正会員（配偶者）及び障害児者が入院・手術をした場合		50,000
物的被災	一部損壊	床下浸水	50,000
	半壊・半焼	床上浸水 半流失	150,000
	全壊・全焼	天井浸水 全流失	250,000